

消費税の経過措置

令和元年10月29日

☆ 11月1日（金）臨時休業のお知らせ

来る11月1日（金）は社員旅行のため、休業させていただきます。連休明けの11月5日からは通常営業いたします。ご迷惑をおかけしますが、なにとぞご了承下さい。

今月から消費税率が引き上げられました。今回のFAX ニュースでは消費税率の引き上げに伴い経過措置が設けられていますので、こちらについてふれていきたいと思っております。

1. 概要

消費税率は10月1日より変更になりました。この消費税率の変更をまたぐ取引についての取扱いをまとめたものが経過措置になります。基本的には9月30日以前に締結した契約であっても、10月1日以後に行なわれる取引については引き上げ後の10%が適用されます。ただし、経過措置の適用される取引については例外として8%が適用されることになり、この場合は選択ではなく必ず8%で計算することになります。また、軽減税率と経過措置のどちらにも該当する場合には、経過措置ではなく、軽減税率を適用することになります。

2. 基準日

経過措置の適用にあたって、重要な基準となる日があります。①施行日(2019年10月1日)と②指定日(2019年4月1日)の2つです。原則、施行日以後に行なわれる資産の譲渡等は契約日に関わらず消費税率10%が適用されますが、例外とし

て、指定日の前日(2019年3月31日)までに契約を締結していれば、施行日以後に行なわれる資産の譲渡等であっても8%が適用されます。

物品販売業などで売主の出荷日と買主の検収日が10月1日をまたぐ場合は、売主の消費税率に合わせることでなっています。

3. 経過措置の種類

経過措置には10種類がありますが、そのうち旅客運賃等、電気料金等、請負工事等、資産の貸付けの4種類と実務上、使用頻度の高い年払費用について説明します。(注・10種類は旅客運賃等、電気料金等、請負工事等、資産の貸付け、指定役務の提供、予約販売に係る書籍等、特定新聞、通信販売、有料老人ホーム、特定家庭用機器再商品化法に規定する再商品化法です)

(1) 旅客運賃等

施行日以後に行う旅客運送の対価や映画館、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、2019年9月30日までの間に領収しているものは8%が適用されます。

この経過措置が適用されるかどうかの判定に当たっては、乗車券等が発行されているか否かは関係なく、その旅客運賃等を施行日の前日(9月30日)までに領収している場合には、この経過措置が適用されます。ただし、ICカードへのチャージについては、チャージされた時点では乗車券等の販売を行ったことにならないため、経過措置は適用されません。

(2)電気料金等

施行日(10月1日)より前から継続して供給している水道光熱費や電話料金等で、10月31日までの間に検針その他これに類する行為に基づき料金が確定するものは8%が適用されます。

使用量によらない定額のインターネット通信料金は、検針その他これに類する行為に基づき料金が確定するものに該当しないため、経過措置は適用されません。しかし、多段階定額の場合には使用量に応じて料金が確定するため経過措置が適用されます。

この他に、電気等の供給を「不特定多数の者に対して行う契約」といった適用要件があるため、貸ビルのオーナーが自己の所有するビルのテナントに限って、各テナントから使用分の電気料金を徴収している場合には、テナントが使用した電気料金に対して経過措置は適用されません。2か月に一度検針がある水道料金については経過措置が適用されますが、月割計算をすることになっています。

(3)請負工事等

指定日の前日(3月31日)までの間に締結した工事請負契約に基づき、施行日(10月1日)以後に目的物の引き渡し等が行われる請負工事等については、8%が適用されます。

(4)資産の貸付け(リース契約など)

指定日の前日(3月31日)までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けは8%が適用されます。

一定の要件とは、

- ① 貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること
- ② 諸事情により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

の2つになります。この2つを満たしている場合、経過措置が適用されます。

また、契約に自動継続条項がある場合については、更新された時点で新たな契約を締結したことになりますので、指定日以後に自動更新された場合には、その自動更新後の貸付けについては、10%の計算となります。

さらに、解約申出期限が設定されている場合、解約申出期限を経過した時点で新たな契約の締結となるため、指定日以後に解約申出期限を経過し自動更新された場合には、自動更新後の貸付けについても経過措置は適用されません。

(5)年払費用

役務提供契約が、契約期間を1年間として料金を年額で定めており、その役務提供が年ごとに完了するものである場合、役務提供満了日が施行日(10月1日)以後であれば原則10%が適用されます。ただし、途中解約時に返金不要な契約で継続して1年分の対価を受領時に収益計上しており、収益計上が施行日前であれば8%が適用されます。

また、月額契約等で、その役務提供が月々完了するものについては、毎月の役務提供完了時の税率が適用されます。

経過措置は指定日(4月1日)、施行日(10月1日)が重要になります。特に資産の貸付けについては、自動継続条項、解約申出期限の設定がされているか等見逃してしまうと消費税率を誤ってしまう可能性が高いので注意が必要です。契約書を再度しっかり確認しましょう。当事務所の担当者が、以前の契約書を改めて確認させていただくことがあるかもしれませんので、ご協力お願いいたします。軽減税率もいよいよ始まりました。不安な点や疑問がありましたら担当者に確認して頂ければと思います。

以上